

令和 6 年度病虫害・雑草の防除対策の高度化事業の内訳

公募対象事業	公募の対象となる取組及び要件	補助金の額	補助率	補助対象経費
病虫害・雑草の防除 対策の高度化事業 (担当者) 岡田、吉田 Tel 03-3502-3382 内線 4562	新たな課題に対する効果的防除法の確立 ①ドローン等を用いた病虫害防除法の確立 農業用ドローン、常温煙霧等の省力的・効果的な農薬の散布技術を活用した農薬散布の推進のため、使用者のニーズを踏まえ、それらの技術を活用した散布に向けた農薬の適用拡大に必要な試験の実施や、効率的な散布が可能となる散布ノズル、自動飛行等の新たな散布技術の実証及び防除方法の実証・確立を実施する。 ②マイナー作物における防除法の確立 マイナー作物（生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物）※について、農薬の適用拡大に必要な試験を実施する。 ※農薬の登録において提出すべき資料について（平成31年 3 月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）P6 第 2 資料を提出すべき条件について（農作物の区分）における「生産量の少ない農作物」とする。	23,598千円以内	定額	薬効・薬害試験費（調査ほ場借料、調査旅費、調査解析補助費、消耗品費、通信運搬費等）、作物残留試験費（試料調整補助費、試験設計費、予備試験費、残留分析費、報告書作成費、消耗品費等）、防除体系検討費（調査ほ場借料、調査旅費、調査解析補助費、消耗品費、報告書作成費）、協議会開催費（出席旅費、謝金費、資料作成費、通信運搬費）、文献図書費、賃金、その他補助事業に必要な経費